

芦屋大学 不正防止計画表

	2022年度 公的研究費不正防止計画	2022年度 履行状況	2023年度 公的研究費不正防止計画
1	(継続)ガイドライン改正(令和3年2月)により求められている内容を検討し、規程およびガイドライン(内規)等の改訂を実施する。	(実施)ガイドラインに求められている内容に沿って、規程改定及びガイドラインの更新を行った。	(継続)ガイドライン改正(令和3年2月)により求められている内容を検討し、規程およびガイドライン(内規)等の改訂を実施する。
2	(継続)専任教員、新規雇用者(学生等含む)および事務職員(新規担当者)等の公的研究費の運営・管理に係る全ての構成員を対象にコンプライアンス教育(e-Learning)を実施する。	(実施)該当者を対象にコンプライアンス教育を受講した。	(継続)専任教員、新規雇用者(学生等含む)および事務職員(新規担当者)等の公的研究費の運営・管理に係る全ての構成員を対象にコンプライアンス教育(e-Learning)を実施する。
3	(継続)専任教員、新規雇用者競争的資金等運営・管理に係る全ての構成員を対象にアンケートを実施していく。	(実施)研究機関不正行為防止取組アンケートを実施した。(意識調査)	(継続)専任教員、新規雇用者競争的資金等運営・管理に係る全ての構成員を対象にアンケートを実施していく。
4	(継続)前年度同様に、誓約書を提出させる。	(実施)該当者から誓約書を提出され	(継続)前年度同様に、誓約書を提出させる。
5	(継続)前年度同様に、必要に応じて誓約書を提出させる。	(未実施)初回取引及び50万円以上の取引はなかったため、未実施。	(継続)前年度同様に、必要に応じて誓約書を提出させる。
6	(継続)次年度の不正防止計画の策定し、HPへ掲載する。	(実施)大学HPに不正防止計画の掲載を実施した。	(継続)次年度の不正防止計画の策定し、HPへ掲載する。
7	(継続)発注業務は、原則10万円以上は、事務部門、10万円以下は、事務部門又は研究者が行い、全製品の検収作業は、事務部門が行う。	(実施)10万円以下は、研究者が発注し、10万円以上は、大学総務で発注を行い、全ての購入した物品については、検収作業を実施した。	(継続)発注業務は、原則10万円以上は、事務部門、10万円以下は、事務部門又は研究者が行い、全製品の検収作業は、事務部門が行う。
8	(継続)研究活動の不正防止等に関する基本方針をHPに公開する。	(実施)大学HPに公開済み。	(継続)研究活動の不正防止等に関する基本方針をHPに公開する。
9	(継続)前年度同様に研究倫理リーフレットを学内ポータルサイトにアップする。また、入学時に新入生へリーフレットを配布する。	(実施)学生ポータルサイトに公開し入学時にリーフレットを配布を行った。	(継続)前年度同様に研究倫理リーフレットを学内ポータルサイトにアップする。また、入学時に新入生へリーフレットを配布する。
10	(一部変更)科学研究費と個人研究費を網羅した公的研究費ガイドラインの作成する。	(実施)公的研究費ガイドラインを作成し、本学の専任教育へ配布を行った。	(一部変更)科学研究費と個人研究費を網羅した公的研究費ガイドラインの作成する。
11	(継続)啓発活動のポスター等2022年度版を作成する。	(実施)啓発ポスターを作成した。	(継続)啓発活動のポスター等2023年度版を作成する。
12	(継続)監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図る。	(実施)不正発生要因がないか、内部監査を実施した。	(継続)監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図る。
13	(継続)上記で見直した対応策について、コンプライアンス教育や啓発活動を活用し、構成員に対して周知する。	(実施)公的研究費の使用及び事務処理手続きに関する手順を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図るとともに、学生等に対し、小冊子を作成、配布し周知を徹底している。	(継続)上記で見直した対応策について、コンプライアンス教育や啓発活動を活用し、構成員に対して周知する。
14	(継続)不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を整備し評価する。	(実施)防止計画推進部署が不正防止計画表を策定、実施し、実施状況を定期的に確認し、不正発生要因を分析している。	(継続)不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を整備し評価する。
15	(新規)学部生の3年生、4年生にゼミ内で担当指導教員より研究倫理教育を実施、院生には、eラーニング受講を実施する。	(実施)学部生へは担当指導教員より冊子を使用して研究倫理教育を実施をし、院生については冊子配布とeラーニングの受講を実施した。	(継続)学部生の3年生、4年生にゼミ内で担当指導教員より研究倫理教育を実施、院生には、eラーニング受講を実施する。
16			(新規)学部生、院生の対象者に、「研究倫理教育意識調査」を実施する。